

総務企画委員会記録  
<第3号>

平成22年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成22年3月17日（水曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成22年 3月17日 水曜日  
 開 会 午前10時04分  
 散 会 午後12時02分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 乙第1号議案 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 乙第2号議案 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 3 乙第3号議案 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例
- 4 乙第4号議案 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
- 5 乙第5号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 6 乙第7号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 7 乙第33号議案 包括外部監査契約の締結について
- 8 乙第34号議案 全国自治宝くじ事務協議会への相模原市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について
- 9 乙第36号議案 副知事の選任について
- 10 陳情平成20年第83号、同第86号、同第87号、同第101号、同第127号、同第190号、同第191号、陳情平成21年第58号、同第59号、同第88号、同第110号、同第111号、同第122号、同第128号、同第174号、同第198号及び陳情第12号

---

出席委員

委員長	當間盛夫君
副委員長	山内末子さん
委員	島袋大君
委員	吉元義彦君
委員	照屋守之君
委員	浦崎唯昭君
委員	崎山嗣幸君
委員	新里米吉君
委員	前田政明君
委員	金城勉君
委員	糸洲朝則君
委員	新垣清涼君
委員	玉城義和君

委員外議員 なし

---

欠席委員

なし

---

説明のため出席した者の職・氏名

総務部長	兼島規君
総務統括監	新垣光博君
(補助答弁者)	
企画部工業技術センター班長	與座範弘君
(補助答弁者)	
病院事業局県立病院課副参事	幸地東君

○**當間盛夫委員長** ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第1号議案から乙第5号議案まで、乙第7号議案、乙第33号議案、乙第34号議案、乙第36号議案の9件及び平成20年陳情第83号外16件を一括して議題といたします。

本日の説明員として総務部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第1号議案沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** それでは、乙1号議案の説明をいたします。

平成22年第1回沖縄県議会（定例会）議案（その3）をごらんください。

1ページをお開きください。

乙第1号議案沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。

この議案は、人事委員会の報告及び他の都道府県の状況を考慮し、子の看護休暇について、対象となる子の範囲を小学校就学前から中学校就学前までとするなど、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立支援の推進を図るため条例を改正するものであります。

以上、乙第1号議案の説明をしました。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第2号議案沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及

び沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 3ページをお開きください。

乙第2号議案沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明します。

この議案は、労働基準法の改正に伴い関係する条例を改正するものであり、その内容は、月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当について、支給割合を引き上げること、また、その支給割合の引き上げにかえて取得可能な時間外勤務代休時間を新設することです。

以上、乙第2号議案の説明をしました。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 これは、労働基準法の一部を改正する法律が施行されることに伴いとありますよね。伴ってこの条例が改正されるということですよ。それでいいんですか。

○兼島規総務部長 それでよろしいです。

○照屋守之委員 そうするとこの労働基準法の改正がなければ、この条例はそのままであったということですか。

○兼島規総務部長 そのとおりでございます。

○照屋守之委員 前から非常に不思議だったんですけども、世の中が変わってきて、それぞれの地方で、地域主権で、地方分権ということで、それぞれの

地域の実情にあったことを独自でやりなさいよと変わってきましたよね。そういうときに、こういうものでもほかのものでも、中央の法律が変わって、それに伴ってそれぞれの県の条例等を変えているでしょう。これはおかしいんじゃないかなと思う。

その母体が変わらなければ、こういうのも変えることができない。本来こういうものはそれぞれの実情に合わせた形でやったほうが、職員というよりはむしろ県民に対してどうかという視点がないといけないと思う。

この前事前説明にきた人にも言ったんだけど、こんなやり方はおかしいんじゃないのと言っているわけですよ。だからその考え方から少し整理しないと。この労働基準法の法律が変わったから我々はこうやりますよ、変わらなければこういうことはやりませんよというのはどう考えてもおかしい。どうなんですか。

**○兼島規総務部長** 今回の労働基準法の改正は超勤時間といいますか、60時間を超える超勤を抑制するために、これは県としては1事業所なんですけれども、労働基準法の改正ですから、それぞれの民間の事業所も含めてですね、そういう抑制をするために設けられた制度であります。

その観点でいいますと、県の事業所もちろん1事業所でありますけれども、民間事業所であるとか、他の都道府県の動向とか、そういったものがありますので、確かに少し主体的ではないんじゃないかという御指摘だと思いますけれども、それも全国一律な法律の改正があって、それぞれの事業所がそういう形に規制されるという強行的な法律でありますので、その観点を理解いただけるかと思います。

**○照屋守之委員** 労働時間とかそういうものも含めて労働基準法は改正されるんですけれども、地方公共団体も含めてその地域の実情に応じたやり方がそれぞれあるんでしょうと言いたいわけ。

改めてこう60時間を超えて、さらに手当の率はアップするわけでしょう。そういうことじゃなくて、逆にその60時間以上は手当はありませんぐらいにして、そういうことをしても手当はつきません、ですからその時間内にみんなでおさめましょうというものがいいんであって。60時間を超えるものは大幅にアップして手当をつけるというのは、何の目的にもそぐわない形じゃないかなと思うわけ。その辺ももっと主体的にやってもらわないと。

法律はこうですよ、これに基づいて条例もこうしますよということだったら、今まで地方分権がどうのこうのと言っても、相変わらず国の言いなりになって

地方自治体もそれに沿ってやらないといけない。じゃ我々の主体的な行政というのは何なんですかと問われていませんか。非常に疑問に思いますね。

○兼島規総務部長 法律の中身といいますか、趣旨といいますか、それによっていろいろ対応が違って来るかと思えます。

労働基準法というのは、御存じのように最低限度守らなければいけない、ある面では強行的な法律でございます。地域主権の観点からそういう法律を取捨選択して、この内容をどういう形で変えるかはなかなか思うようにいかないのかなという感じはします。ある程度選択の幅になるような法律であれば、その法律に従うのはどうかという地域主権を全面的に押し出して、そういう選択の余地があるかと思えますけれども、労働基準法に関してはなかなかその辺の選択の余地がないのかなという感じがします。

○照屋守之委員 労働基準法も含めて、国の法律のもとにやらないといけないと、それぞれの法律は全部そうになっているわけ。もとの法律はこうあって、これに沿ってみんな右へ倣えで変えていきますよ。変えていくから地域、地方がどうのこうの言っても、結局、総務部長はそういう立場で言うけど、ほかの部署はほかの部署でそう言うわけだ。

だから、いつまでたっても国、中央が決めたことを都道府県も市町村も全部それに沿ってということだから、全く逆行しているわけ。それだけ言って終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第3号議案沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 7ページをごらんください。

乙第3号議案沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

等の一部を改正する条例について説明します。

この議案は、国及び他の都道府県の状況等を踏まえ、一般職員の例により知事等常勤の特別職の職員及び教育長に通勤手当を支給するため、所要の改正を行うものであります。

以上、乙第3号議案の説明をしました。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第3号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第4号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** 9ページをごらんください。

乙第4号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例について、説明します。

この議案は、7対1看護体制の南部医療センター・こども医療センターへの導入等に伴い、病院事業局の職員定数2294人を117人ふやして、定数を2411人へ改正するものであります。

117人の内訳としては、医師9人、看護師112人、薬剤師等コ・メディカル7人を増とし、事務職等を11人減とするものであります。

以上、乙第4号議案の説明をしました。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。



なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 7対1看護体制の導入に伴うということでの定数の改正ですが、那覇市立病院は3年ぐらい前からやっていますよね。いつから正式に那覇市立病院が7対1看護体制になったことがわかりますか。

○幸地東県立病院課副参事 正式なところは今ちょっと手元にございませんけれども、平成18年度診療報酬改定で7対1看護体制が導入された当初からやられていたと聞いております。

○照屋守之委員 総務部長、これは平成22年度の4月からの予定ですよ。これだけおけているわけですよ。病院事業はこれだけ厳しい厳しいと言いながら、その対応が非常に遅いと私は思うわけですよ。

これは、7対1看護体制にすることによって職員も増員するわけだけでも、経営的にはいろんなプラスの面が非常に大きいわけでしょう。こういう定数の改正がこれだけおけるとはどういうことなんですか。本来もっと早目に。那覇市立病院が平成18年度だったら、何年おけているか。ここまでもってくる経緯というか、それがこんなのでいいのかな。

経営難だから、本来はもっと先々に、いろんな、例えば国のいろんなものが変わっていく、それに応じて自分たちも変えていくということを準備して、そこに間に合わせるのがベターというか、やるべきだと思っただけけれども、タイミングがこの時期になっている説明を少しやってもらえませんか。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、兼島規総務部長から条例改正の経緯、内容について補足説明がされた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 こういうことをするのは、7対1看護体制にすることによっ

て人件費も当然上がります、トータルの診療—いわゆる売り上げも上がる、利益も改善されるという前提も含めてやるわけでしょう。これはある程度ははっきりしていないのか。

**○兼島規総務部長** 7対1看護体制で病院事業局が今回試行的にやりたいという話の中には、先ほど来話にありますように、那覇市立病院で7対1看護体制をやっている、民間病院でも7対1看護体制で確かに改善されているという観点がある。そういう観点で今回の増員要求でありますけれども、その増員要求するに当たって、実を言いますと、看護師の年間の給与額が650万円程度であれば、病院事業局の試算ではペイできるという形なんです。650万円というのは、南部医療センター・こども医療センターで650万円ぐらいの人件費であればできますよということであったものですから、今回認めたわけです。

これが少し超えますと、例えば、中部病院は690万円ぐらいだと伺ったんですけれども、690万円になるとこれは黒字にはなりません。赤字になります。そういう試算結果も出ていたわけです。それで今回は650万円程度で押さえ込めば、診療報酬もアップしますので、改善できるだろうということで、今回の増員を認めたということでございます。

**○照屋守之委員** 看護師が112名、医師9名ということでトータル117名ふえるということですよ。今の話だと、人員増員はしましたが、経営の改善はされませんでしたということになっていくと、これは大変な責任だと思いませんか。

だから我々県議会、県民の代表とすれば、今の病院事業を何とかしてほしい、これまでの経営からとにかくいろいろ改善して、病院側も腹をくくって一生懸命やっている、病院事業局も頑張っているということで、何度かこういうものも導入してやったほうがいいよというのは、前から提言をしている状況ですけれども。

だから、この人員増がはっきり今の病院事業の経営を改善するということがなければ、人は採用しました、人件費は払いました、経営はおかしくなりましたでは話にならない。この辺どうなんですか。

**○兼島規総務部長** 先ほど説明しましたとおり、私どもとしては、病院事業局に出されたそういう要求の資料等を検証した結果、一方では経営改善の観点もありますけれども、勤務条件、勤務体制の問題、勤務緩和の問題もございます。そういった問題等も含めて総合的に関してが1点です。

もう一つは、経営改善の観点は南部医療センター・こども医療センターで実

施すると、病院事業局の試算、我々も少し試算的なものをつぶさに検証しましたけれども、今の時点ですが、南部医療センター・こども医療センターだけにとどまれば、その経営改善にはつながると見えています。

ただその検証結果は、検討委員会を次年度前半で設置しますので、その検討委員会でつぶさに検証をしていただくということを実施することでやりたいと思っています。その結果を踏まえて、今後の定数の増等々については検討するというところでございます。

**○照屋守之委員** 非常に中途半端だと思うんですよね。これまでの病院事業局、それぞれの病院長の意識を含めて、職員も組合も恐らくそうだと思う、これまでの経営ではどうしようもなかったわけですよね。どうしようもないから、地方独立行政法人化にしようかというところまで議論を進めてきたわけでしょう。それでこういう改善をして、人件費も人もふやしますよという中で、そうなったら検証しますではなくて、今の病院事業はこういう形で数字的にも変わっていきますよ、変えますよ、こうしますよとはっきり言うことがなければ、もう今の病院事業局の体制、今の病院体制ではもたないんじゃないの。

だからこういうことをしたら、もっといろいろな経営改善もして、職員もふやして、職員の負担も軽くしながら、診療報酬をさらにアップをして、この病院事業を改善していきますよという裏づけがなければ、試行的に南部医療センター・こども医療センターだけこれだけ人間をふやして、あとは中部病院とかわかりませんよ、北部病院、宮古病院、八重山病院わかりませんよという話になると、こんな無責任なことができますかということなんですよ。だからどうなんですか、病院事業局。はっきり明確に示してくださいよ、皆さん方の姿勢は。

**○幸地東県立病院課副参事** まず、今回私どもが試行として南部医療センター・こども医療センターでやるということについては、私どもとしては収支的には絶対ペイすると考えています。それともう一つは、一方で、それをやるに当たって看護師が確保できないことにはどうにもなりませんので、7対1看護体制でやることによって看護師確保は容易になるだろうという前提もあります。ですから、要素としては2つあって、看護師を確保して定着してもらうために7対1看護体制が必要、さらにそれをもって収支を改善するという2つの目的がございませぬ。

ちなみに7対1看護体制に関して、南部医療センター・こども医療センターでの試行をやったシミュレーションがございませぬけれども、今45床を休床して

おりますが、それをあけて7対1看護体制を実施するという試算で行いますと、年間で8億4000万円の増収の見込みを立てています。これに対して人件費、それと診療に伴ういろんな材料費等ございますけれども、そういうものにかかる費用を全部差し引いた収支の見込みとして1億2000万円収支的にはアップすると見込んでおります。

ただ平成22年度においては、この休床を開床して全部埋まるまで若干タイムラグがあると見込んでおります。この7対1看護体制の実施で、平成22年度であれば4000万円、平成23年度以降は1億2000万円の増収になると我々は試算をしております。

**○照屋守之委員** それぞれのほかの県立病院の7対1看護体制の予定はどうなっていますか。

**○幸地東県立病院課副参事** 中部病院に関しましては、先ほど総務部長からございましたように、人件費をもう一回どれぐらいかかるのか試算するということ、それと収入の面でも、この間のいろんな制度改正の中で試算の方法が複雑になってきておりますので、それをもとにして試算をしていく。その上でできるだけ平成23年4月から実施できるように、我々も十分な精査を行って総務部とも調整していきたいと考えております。

それを受けまして、他の病院については、この2つの病院の実施結果を踏まえて、平成24年度以降の実施を検討したいと考えております。

**○照屋守之委員** ということは、この南部医療センター・こども医療センターの実績とかそういう成果というものが、今後の7対1看護体制の導入について影響を及ぼすという可能性もあるわけですか。

**○幸地東県立病院課副参事** おっしゃるとおりであります。これにつきましては、先日私どものほうで病院長会議がございましたけれども、その際に南部医療センター・こども医療センターの大久保病院長のほうから同様の発言がありまして、南部医療センター・こども医療センターの結果が県立病院全体に影響を与えるということを非常に責任が重たいと受けとめて、南部医療センター・こども医療センターとしてはちゃんと成果が上がるように懸命な努力をしたいという発言がございました。

**○照屋守之委員** こんな中途半端なことはやらないでほしいわけ。南部医療セ

ンター・こども医療センターは7対1看護体制にして、職員の負担も軽くしていくわけでしょう。これはもちろん収支の改善もしていく。それで中部病院、北部病院ほかの病院はどうなんだという話ですよ。

彼らは厳しい状況の中で、一生懸命県民の医療を守るためにやっているわけでしょう。だからここの成果によって、ほかの病院もやはり負担軽減してもらいたいというのが本音としてあるんじゃないんですかね。

だから、そういうものをやるんだったら、きちんといつからやりますよ、経費の問題があるにしてもこれは経営の問題でしょう、総務部長は数字的な人件費がどうのこうのと言うけれども、これも含めて病院長を中心に病院事業局が、中部病院が7対1看護体制になったらこうなります、そうするとこういう経営改善もして、こういうプラスマイナス、収支がアップになりますねということ、それぞれのものをつくってやっていかないと。職員からすると、何で私たちはこんなあくせくして、何で向こうだけやるのという話になるんじゃないの。働く立場からしてもこんなやり方はだめよ。そう思いませんか。

**○幸地東県立病院課副参事** おっしゃるとおりで、看護の現場からは、それぞれの病院からできるだけ早期に7対1看護体制を実施してもらいたいという要望が出ております。我々としては、7対1看護体制の実施の方向性というのは常に堅持していきたい。

ただ一方では、先ほどから御指摘もありますとおり、経営というものを無視してということではできませんので、その辺のところは十分シミュレーションして、知事初め総務部長とちゃんと調整をして納得していただく必要があると考えています。

それと、もう一つの問題は、県内でいずれの病院においても看護師を確保すること自体が非常に困難という状況もあります。そこで我々としては今回7対1看護体制を実施、南部医療センター・こども医療センターで実施することで全体の効果を検証して、それが改善できるということをちゃんと証明をした上で他の病院にもやっていきたい。中部病院につきましては、先ほど申し上げたとおり、平成23年度からの実施に向けて我々も全力を挙げて努力をいたします。他の病院につきましては、それぞれの地域事情とか、その病院に入院されている方の看護必要度ということで、7対1看護体制に移行していくかどうかの判断を考えたいと思っております。ただ基本として急性期病院としては、7対1看護体制に向かうべきだということについては常に考えております。

**○照屋守之委員** 県内でも那覇市立病院が平成18年度から実施する、県立病院

はそれから4年間おくれて実施する、そうであれば県立病院全体の、宮古病院、八重山病院も全体も含めた形でこの7対1看護体制というものを導入したときにシミュレーションして、そのトータルの中でその収支を上げていくとか、こう改善されますよというものをきちんと示して、それを総務部長あるいは知事あたりにきちんと示すというのが病院事業局のやる仕事であって、これだけおけているのに、さらに平成22年度から平成23年度、平成24年度というのも先が見えないわけでしょう。

だから、こんな経営のやり方は、やはり今までの旧態依然のやり方でしかないわけですよ。その辺はしっかり病院事業局全体の病院事業、県民医療ですから、やはり、これはひとしく提供しないといけませんよ。きちんとそういうのをつくった上で、財政当局とも県当局ともしっかり話し合いをしながら、こういう形でやっていきますよと理解を求めて、総務部長も知事も、よしそれだったらみんなと一緒にバックアップしてやっていこうというのが筋なんじゃないの。ちょっと中途半端じゃないですかね、今のやり方は。

**○幸地東県立病院課副参事** おっしゃるとおり、県立病院全体としての経営のあり方を考えて、その中でそれぞれの病院の前後をやるにしてもということ御指摘だと思いますけれども、全体として、今我々としては平成23年度の黒字化という短期的な目標がございます。ということもありまして、今回は平成22年度、平成23年度という2カ年度での7対1看護体制実施という方向性を議論してまいりました。

一方で、先ほど申し上げましたように、基本としては将来的には急性期病院として、7対1看護体制を目指すべきだということも同じような認識で我々としては持っております。照屋委員がまさしく御指摘がありましたように、我々としてはそれに向けて今回の南部医療センター・こども医療センター、次やろうとしている中部病院での実績をちゃんと我々も積み重ねて、実証として証明をした上で、知事にも総務部長にも話をして、理解をいただきたいと考えております。

**○照屋守之委員** 我々が今非常に注目しているのは、今の県立病院としてのあり方、これを継続して県民医療が守れるような県立病院を存続させていくか、さもなければ、これまで長年培ってきた県立病院というものを他の経営形態で考えないといけないのか、そういうはざまにいるわけですよ。だから覚悟を決めてやってもらわないとね。

収支も平成23年度までもちろんプラスになるというのが大前提だけど、こう

いう新しいものを導入していく上でも、きちんと県民に対して、こういう形でやっていきますよ、離島からヤンバルまで全部県立病院のありようをこういうことでやっていきますよと示すことができなければ、我々は今の経営のあり方ではどうしようもないんじゃないかと考えざるを得ないわけです。新たなものを考えるかというはざまにいますからね。ぜひ、しっかり病院事業局の中でも、こういう問題もどうするかをきちんと整理してもらって、知事とかそういうところと連携して、しっかり対応していただくようお願いします。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 今回この定数条例改正案が出たのは非常に喜ばしいことだと思います。

それでお聞きしたいんですけれども、最初2年、1年ぐらい前まで、やはり地方公営企業法の全部適用では、定数条例の見直しができないというのが福祉保健部長含めて県当局の考え方だったんじゃないでしょうか。

私たちはそうではないということできたんですけれども、その辺の考え方の経過と今回の考え方の変化について、まず御説明をお願いしたい。

○**兼島規総務部長** 今の御質問ですけれども、福祉保健部長は2年前に地方公営企業法の全部適用のままでは定数条例を改正できないという理由は、実を言うと、私は理解しておりません。

今回、定数条例の改正、病院事業局から要望がありまして、病院事業局のほうもそういう話をされているんですけれども、私はどうもそういう観点ではないよと。定数条例というのは、定数というのはあくまで枠ですから、その枠の改正ですから、それについて病院事業局に今定数が2290名ありますけれども、これをふやすことについては、中身の問題はありますけれども、これを一括条例であるとか、それから総務部が所管している条例であるからということで、改正できないということはなかろうかと思っています。

○**前田政明委員** さかのぼれば、委員会記録その他に載っていますけれども、今の行政改革で職員を減らしていくという流れの中で、部分をふやすというのは無理だということを委員会でも言っているんですよ。とんでもない、だからできませんときたんですよ。

それで私どもは総務省にも問い合わせをしながら、島根県とか埼玉県とかそ

それぞれ視察して、そういう前例があるということを検証した。そして26名、野党の議員が一緒になって条例改正しようじゃないか、それをやらないと今の状況は打開できないということで、島根県立病院の病院長も呼んだ。私ども赤嶺政賢衆議院議員から総務省に問い合わせしたら、そういう総量規制はありません、これは地方公営企業法で縛るものではありませんということを確認して、本会議でもそれを確認して、そしてやっこの定数条例の日の目を見るという形に考え方が変遷してきたというのがこの経過ではありませんか。それを総務部長は認識されてないんですか。

○兼島規総務部長 私はそういう認識に立っておりません。

○前田政明委員 私が思うには、県立病院の定数条例が出てきたのは、当初県政、県当局としては変えたくないというのがあった。ところが県立病院は守らないといかん、県立病院というのはかけがえのないものだ。そうすると労働条件も大変厳しくて医師もやめている。そして民間の大手では7対1看護体制になってどんどん看護師を採用して、いわゆる10対1看護体制ではとてもじゃないけれども行く気がしない、臨時職員・非常勤職員ではだめだという状況はつくられているわけです。この前の病院事業局でしたか、ほかを見ても、看護師採用をやったら7対1看護体制に早くしないと時代おくれですよ、だれも寄ってきませんよ。過酷な労働条件のもとで県立病院を維持するためには、医師そして看護師等医療従事者の労働条件をよくするためには、7対1看護体制をやる以外ないという形で、病院事業局も総務部長も今認識しているわけですよ。

○兼島規総務部長 総務部としては、県の方針としまして、先ほど照屋委員のほうからも少しございましたけれども、地方公営企業法の全部適用で一生懸命病院事業局はその改革をしていると。一方では、沖縄県医療審議会一県立病院のあり方検討部会の答申もございますように、地方公営企業法の全部適用で向かうんじゃないかと、地方独立行政法人化という道も少し勘案しなければいけませんよというのがありまして、ここ3年間、しっかりと地方公営企業法の全部適用で早くできるかどうかを見守りましょうというのが、ひとつ県の立場です。

その観点からですね、先ほど病院事業局の答弁がありましたように、平成23年度黒字化を目指すというのは、そういった意味で3年間85億円の一般財源の繰り入れもありまして、3年間で改革ができるかどうか、そういう瀬戸際の中で7対1看護体制をしけば、しっかりと病院改善ができるとの申し入れがあっ



て、それを受けて我々としては定数条例改正をした。もちろん先ほど御指摘がありましたように、病院事業局からは職員の処遇改善、10対1看護体制でありますと重労働であるとかそういったものもありまして、そういう観点も含めて今回の改正要求であったということでございます。

**○前田政明委員** そのときですね、定数条例の見直し、採算性、これをやるためには地方独立行政法人化でしかない、定数条例の見直し即地方独立行政法人化という主張が大変強かった。

それで現場の医師、公務員医師会その他含めて、これはとんでもないことだということで、県民的な世論も含めて、県議会も地方独立行政法人化を急ぐべきじゃないという意思を示して、その流れできたと思うんです。

私が言っているのは、なぜおくれたかという場合に、全国的な経営の立場からも、地方公営企業法の中でも枠をはまってるわけだから、経営上必要な場合はそれを見直しをするべきだというのが、県当局自身として非常に否定的だったというのがこの間の経過ですよ。

**○兼島規総務部長** この間いろんな議論があったかと思います。1つはですね、今回定数条例の改正、我々のほうとしては是としましたのは、先ほど経営改善の観点がございました。

今までは病院事業局の試算では、7対1看護体制をすると南部医療センター・こども医療センターにしても、どこにしても赤字だという観점에서議会でも答弁されていると思います。その時点ではですよ。確かに病院事業局長の答弁の中にもまだ赤字だという状態が答弁されていると思います。そういう観点でやったものですから、定数条例の改正等々についてはなかなか壁は厚いというのが病院事業局の印象だったと思うんですね。

今回我々が試算しましたら、先ほど病院事業局から答弁がありましたように、南部医療センター・こども医療センターで実施すると黒字化になるということがあったものですから、今回の条例改正に踏み切ったということになります。

**○前田政明委員** 今の点は、私の質疑の中でもその両方は黒字になるという試算の質疑はしているんですよ。その中で答弁もさせているんですよ。

言いたいことは、そのところは今ぽっと出てきたんじゃなくて、そういう一つ一つ、県民運動と現場の努力と県議会を含めて、そういう努力の中で積み上げられてきた。結局は医療というのは労働集約型で、高度医療をやればやるほど人が要る。しかし今の状況で10対1看護体制だったら看護師も来ない、そ

うしたら中部病院もそうだけど、南部医療センター・こども医療センターも1つの病棟が閉鎖される、県立病院そのものの果たす役割が果たせないという流れの中で、私は到達点としては非常にこれでいいなと。

言いたいことは、知事を初めとする非常に消極的なもの、地方独立行政法人化にもっていくんだと言っているものを、それではだめなんだ。地方公営企業法の全部適用の中でも定数条例の見直しができる、やっているんだ。7対1看護体制にすることによって診療報酬も上がるし、採算性も合うんだということをお互いいろんな運動と議会の流れの中で到達した。そういう面では私は大変歓迎するわけですよ。

そういう面では、7対1看護体制というのは県立病院が公的医療をやるかどうか、労働条件を含めて医師や看護師や医療従事者が定着するためには、私は何としても非常に必要なことだと思いますけれども。病院事業局。

**○幸地東県立病院課副参事** 先ほど照屋守之委員のほうにもお答えしましたけれども、県立病院は精和病院以外の5病院は急性期病院となっております。そういう意味では入ってくる患者さんの多くが、重篤または重傷化した患者さんが多くございますので、今前田委員の話がありましたそういう方々に対する医療サービスを適切に提供する役割を我々は担っております。

今回その中でも特に必要度が高いと判断され、もう一つは比較的看護師確保が可能であるという南部医療センター・こども医療センターで行い、次回は県の中核中の中核であります中部病院に移行していく。そしてそこで実績をちゃんと積み重ねて他の病院、急性期病院でもやっていく方向性は我々としては常に考えているところであります。

**○前田政明委員** この前の予算特別委員会でもやりましたけれども、中部病院の看護師が足りない。それはなぜかというのと、今10対1看護体制の定数も満たしてない。それはなぜかというのと、民間では7対1看護体制やっていますから、それでは全然労働条件違うわけですよ。

だけれども、公務員として、県民的な採算性の合わないことでも、24時間どんな困難な手術でも、昼と夜と同じようにできるというこの沖縄県民の最後の砦としての役割、自負を持っているわけですよ。そういう面で僕は医師手当の廃止にも反対をしたんですけども。そういう中で、この間、私たちもいろんなシンポジウムをやりました。その中には民間も救急医療をやっているところがあるんですよ。それがやれるのは、最後はこの県立があって、とにかく大変難しいものがあれば、最後は県立中部病院とか県立病院があるから民間の医療

機関も救急診療をできるんだと、ナースで現場にいる方が発言していましたよ。そういう面では、沖縄県民の宝である県立病院の土台がどこから崩れるかといったら、この10対1看護体制のままでは、7対1看護体制をやらないと診療報酬の点数からもそうだしね。総務部長、採算性もいいんだけど、採算性云々というのは僕は余り言い過ぎだと思うんですよ。そういう面では総務部のほうでも改めて、県立病院が果たしている県民の命を守る、やはりこれに上回るものはないですよ。そういう面では、この採算性の問題もそれは現場として努力はするけれども、沖縄県民が医療現場の皆さんと一緒につくってきた県立病院の屋台骨、これを守るかどうか、そういう大事なかなめをなすと私は認識していますが、総務部長はどうですか。

**○兼島規総務部長** 知事も議会で答弁していますように、今回の県立病院のあり方、それから地方公営企業法の全部適用であるとか地方独立行政法人化であるという問題も、いつにかかって県立病院をどういう位置にするかという立場で検討しておりまして、7対1看護体制も一つの手法だと思っております。

ただ85億円の一般財源を繰り入れて、病院事業局、再建の途上でございます。しっかりとその観点からも取り組んでいかなければいけません。その7対1看護体制が資するというのがあれば、例えば内部努力をもう一度しっかりやらないとなかなか経営改善につながらないところもあろうかと思えます。そのあたりもしっかりやっていただくことも、7対1看護体制を実施するに当たっては大変重要なことだと思っています。

**○前田政明委員** 僕の質問に答えてないよね。7対1看護体制は県立病院を支える屋台骨だと、かなめなんだと思うけどどうかと聞いている。

**○兼島規総務部長** 7対1の看護体制を屋台骨とまでは言えませんが、しっかりと7対1看護体制をやることによって診療報酬がアップする、それから看護師が確保できるという観点からいいますと大変有益だと思っておりますけれども、一方では人件費をどうするか、ということについてはしっかりと病院事業局で精査すべきだと思っています。

**○前田政明委員** 私は南部病院の閉鎖についてもどう見るとやりましたけれども、やはりこの診療科目が減っていく、枯れ葉作戦じゃないけれども、どんどん落ちぶれて患者も来ないようにする。

本来沖縄県は医業収益が非常に優秀でしたよ。だから、この五、六年前まで

の医師1人当たりもずっと優秀だったんですよ。だけれども、今診療報酬の点数も下がる非常に厳しい流れの中で、全国的に黒字の病院というのはほとんどないんですよ。そういう流れの中で来ている状況で、県立病院を守るという意味からも私は本当に7対1看護体制は大事だと思います。

それから、もう一つは採算性という場合にも、沖縄県民が安心して暮らせるという状況でないといけません。総務部長、本当に私は感動したんですけども、基本的に県内たらい回しが無い、24時間同じような状況で手術もできるようにする体制をとっているのはかけがえのないものじゃないですか。そのためには看護師がちゃんと定着をしないとイケない。7対1看護体制でほとんどやられている中で、10対1看護体制では来ないですよ。そういう面では、7対1看護体制を保証して定数を見直していくのは僕は非常に大事だと思うんですけども。同じことを言っているかもしれませんが、もう一度お願いします。

**○兼島規総務部長** 先ほど申しあげましたように、7対1看護体制、県の民間病院、それから那覇市立病院でも実施してある面では成果を上げています。そういった観点からいいますと、7対1看護体制、今の診療報酬のアップも含めますと大変大事な点だと思っています。ただその中でもですね、病院事業局は人件費比率が66%くらいあります。やはり50%台にもっていかないと、民間病院の話聞いてもなかなかうまくいかないという点もございますので、そのあたりを一層努力が必要だと思っております。

**○前田政明委員** 医療現場の介助の方とか、現場の人件費を委託したりとか、そういう面で下げたりとか、そのところは人件費比率の問題と皆さんそう見るかもしれませんが、そういう形に行ってしまうと、どうしても全体的な命にかかわる連帯といいますか、医療というのは人なんですよ、人。

沖縄の県立病院が崩壊しそうだというのは、研修医の要請とか、そういうものも含めて一生懸命頑張っている先生方自体が、今の流れの中で医師手当もなくなる、そして7対1看護体制も含めてなかなかやってこなかった、そういう意味でやろうと思っても1病棟、中部病院の52床、次またあと1病棟閉鎖しなければいけないと、こういう状況に追い込まれてしまったらまずいと思うんですよ。

そういう面では人件費を見る場合に、やはり地方自治法の第1条の2の趣旨の福祉の増進、医療の増進ということで、何よりも県民が全国的に見ても安心して住むことのできる環境として、私は県立病院の予算の問題については採算性だけじゃなくて、不採算性や県民の命を守るという点でもぜひ重視をしてい

ただいて、今回の定数条例の見直しを機会に、さらに現場の状況も踏まえながら、採算性だけじゃなくて県民が安心して暮らせる沖縄をつくる役割として、予算のほうも十分配慮していただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○兼島規総務部長 御意見として承っておきます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 今回の条例提案についての117名の定数増がありますが、私は先ほどから話されてますように評価をして、これからさらにこの実績を上げて拡大してもらいたいという立場であります。今言われているように、7対1看護体制を導入することによって、診療報酬のアップだとか、休床病棟をあげたりすることによって、収入がふえてこれはペイできるということの理屈は私はわかります。ただ今病院事業局の意欲というか、言われているような85億円を繰り入れて3年間で改革することで、皆さんは人件費というか、ペイできるから導入しますと言っていますけれども、ただ総務部のほうも含めて、病院事業局の意欲も含めて、何で117名ふやしたかについての認識をやはりやってもらいたいと思ったのは、皆さんの定数をふやした意味は、現行形態において、身分とか賃金とか安定しているという意味では、医師や看護師のほうに魅力を持って南部医療センター・こども医療センターにこれから来るわけですよ。そして、これから拡大するところも含めて行くわけですよ。そうすると、7対1看護体制導入によってかえって他の病院やほかに影響を与えて、そこから看護師さんが来る可能性もあって、魅力ある県立病院ということで殺到するときに、これは別の観点として看護師とか医師確保について他のポジションでの問題が起こってくるわけですよ。

僕はもしかしたら、那覇市立病院よりはるかによくなって、那覇市立病院は地方独立行政法人化の職員でありますから、それが違うもんだからほかに県立病院がよくなってくると思うんですよね。それから考えたら、皆さん病院事業局、総務部だけの問題ではなくて、これから医師の問題も看護師の問題も含めて、県立病院だけが充足すればよい話じゃなくて、沖縄県の医療対策そのものまで今後にかかわることでしょう。総務部のほうがどういうことで117名さらにふやしていくことを含めて認識をしないと問題解決はしないと思います。その辺の総務部長の見解を伺いたいと思います。

○兼島規総務部長 先ほど御説明しましたとおり、ここ3年間、病院事業局として地方公営企業法の全部適用でもって改革する。これをしっかりと総務部としても見守りたいというのが、総務部長としての見解でございます。

それですらうまくいけば病院事業局も改革になって、今の病院が保たれるということであれば、これにこしたことはございません。それをしっかりと見守りながら、しかし一方では、しっかり検証しないといけないという立場もございませぬので、その検証もあわせてやりながら、しっかりと見守っていきたいと思っております。

○崎山嗣幸委員 私が言っているのは、そういう県立病院の待遇、条件がよくなることによって医師や看護師が来ることによって、沖縄県全体の医療そのものに対する、看護師不足だとか、医師不足とかの解消に向かって、そこも行政の責任が私はあると思うんですよね。そこも含めて、どう考えているかに課題があると思いますが、そこは病院事業局で構いませんが、その辺の見解を伺いたいんですが。

○幸地東県立病院課副参事 今御指摘のありました中で、例えば、県立が7対1看護体制をやることによって民間の看護師が流れてくるのではないのかという御指摘と、それを含めて県全体として看護師の問題であるとか、医療提供体制をどうするかという御議論だろうと思えます。

御承知のとおり、沖縄県全体として今看護師が不足している状況にあって、私どもでこれだけ多くの看護師を確保して採用していくということになると、民間の医療機関の方々が御心配をするであろうということは我々も想像にかたくないことです。我々としては県内だけでなく、県外からの確保、特に沖縄は南の国でいやしの島ということでのイメージも非常に高うございますので、そういうことも含めて県外からの看護師の募集もやっていきたいと考えております。またもう一つは、我々だけということではなくて、福祉保健部等とも相談をしまして、民間とも一緒になって沖縄県に看護師、医師を呼んでこれる仕組みができないだろうか、沖縄県の医療組織全体として、看護の質、医療の質、数を高めていく方策はできないだろうかということは我々も内部で検討しておりますし、今後も福祉保健部とも相談をしていきたいと考えております。

○崎山嗣幸委員 先ほど総務部長のほうから、中部病院の看護師の person 費690万円という意味で超えると若干厳しくなるなという話がありましたけれども、病院事務局としての考え方として、中部病院も含めて広げていく場合の考え方

として、その辺の収支の関係についての試算というか、検討されてはいるんですか。

**○幸地東県立病院課副参事** 数字のとり方のところで私どものほうで統一できていない部分がございます、前回、中部病院についても総務部と御相談を申し上げたんですが、この辺のところは我々の説明不足もございまして、ちゃんとした数字が出せなかったところです。ただ今回、南部医療センター・こども医療センターでの試算をやっていく中で、これが一番適正な試算の方法なんだろうなということは今考えておりますので、これをもって改めてやっていきたいと思っております。

もう一つ、先ほどの質問でのお答えも1つ含まれますけれども、この間我々のほうは診療報酬、1人当たりの診療報酬が非常に伸びてまいりました。こういうことありまして、平成19年度の試算とかと比べますと今回は好転していく要素もかなり含んできておりますので、その辺ももう一回精査した上でやっていきたいと考えております。

**○崎山嗣幸委員** 先ほどから言いますように、これからぜひとも7対1看護体制を南部医療センター・こども医療センターだけではなくて拡大していく努力を含めて頑張ってもらいたいということで質疑を終わります。

**○當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。  
金城勉委員。

**○金城勉委員** 7対1看護体制に移行するという試みは非常によいことだと思います。それで、これは地方独立行政法人化も視野に入れながら議論が今日まであるわけですがけれども、経営改善に向けて総務部長から話のあったいわゆる人件費比率の問題、これは病院事務局のほうではどのように議論されておりますか。

**○幸地東県立病院課副参事** 給与等の見直しが当然必要になってこようかと思っておりますけれども、詳しい内容につきましては当然職員団体等との交渉が出てくる対応ですので、今すぐ詳細の内容をお答えすることはできませんが、我々の頭の中にありますのは給与のフラット化ということで、医療技術職の中には、例えば資格を取って最初の何年間かは非常に知識も技術も伸びていくわけですがけれども、それから後はこの時期に比べると急激な伸びは見込まれないという

部分もあろうかと思えます。一方で例えば年齢をとっていくに従って体力等の衰えもあっていろいろな支障が出てくる場合もある、そういうことがあってある年齢以降は給与の伸びはそんなに大きくなる形ではやっていけば、平均年齢がある程度上がっても、それほど影響は出てこないということを想定はしております。

こういうことで給与の見直しということと、もう一つは看護師その他職員に対するモチベーションの問題として、逆に専門性を持った専門看護師であるとか認定看護師を取った看護師に対しては、それなりの努力に報いるような形でモチベーションも上げていくことができないだろうか、このようないろいろな形で看護師だけではなくて、職員のモチベーションを下げない形で給与水準を見直していける方策はできないかということは今内部で検討しております。

○金城勉委員 実情としてはどうなんですか。要するに今60数%の比率という指摘があるんですけども、他の機関と比べてどうなんですか。

○幸地東県立病院課副参事 公立病院全体の中で、黒字といわれている病院はおおむね60%を割っているところの水準にございます。私どものほうはこの間給与の見直しの中では調整数の見直しということで、単年度当たり6億円相当近い形の見直しを行ってまいりましたけれども、それとプラス診療報酬のいろいろな加算で単価を上げるということで、要するに分母分子両方に手をかける形でやってまいりました。それで多分今年度末ベースでは65%前後ぐらいのところまでいくのではないかと考えております。

○金城勉委員 皆さんが経営改善をして、そして目標、理想とするところ、人件費比率の数字の目標というのは、どのように設定しているんですか。

○幸地東県立病院課副参事 最終的にはこれは総務部長から先ほど申し上げておりますとおり、評価検証を受けないといけない部分がありますので、どういう形でとっていかということを検討、相談しないといけないことではありますけれども、我々としてはまず比率としては可能な限り黒字が達成できる比率に近づけていきたい。少なくとも全国の公立病院平均は目指していくべきであろうと思っております。

一方で、我々のところが他の県立病院と若干違います部分は、離島の病院とか、離島診療所を抱えておりまして、ここでの経費がかなりかかる部分がございます。それを含めるか含めないかによって違ってまいりますので、その辺の



ところも含めて、どういう目標値を設定してやっていくかということは検証をやっていく福祉保健部、また今後我々が示していかないといけない総務部と話し合いをして考えていきたいと思っております。

**○金城勉委員** 県民の立場からすれば、地方独立行政法人化であれ、地方公営企業法の全部適用であれ、医療提供体制がしっかりキープされるということが一番大事なんです。職員の皆さん方にはそれぞれの立場があるでしょうけれども、利用する県民の立場からすれば、やはり医療の提供体制がしっかり維持されるということがなにより優先されるべきだと思います。ですからそういう意味ではそこをポイントに置いて、しっかり改革を図っていただきたいと思っております。

もう一つは、看護師についてですけれども、県内における民間も含めての看護師の需要と供給体制は、この数字的なものを含めてお答えいただけますか。

**○幸地東県立病院課副参事** 具体的な需給の数字は福祉保健部医務課のほうで取りまとめておりますので、今私どものほうでお答えすることはできませんけれども、県立病院においてもかなり看護師不足を来している状態、また他の病院でも紹介であるとか派遣であるとか、そういうところも使って看護師を確保しているという話も聞いておりますので、県内においても、これは全国的なんですけれども、かなり需給が厳しいだろうと思っております。

ちなみに私が調べた中でありますけれども、平成19年度の実績だったと記憶しておりますが、ハローワークでの医療職に対する有効求人倍率は1を超えておりますので、沖縄県で0.幾つという中で医療職に関しては1を超えているという状況がありますので、かなり医療職、看護師については需給が厳しい状況だと考えております。

**○金城勉委員** それで、福祉保健部との連携も含めて、その提供体制、いわゆる人材育成、その部分の取り組みというのは今後の見通しはどうか。

**○幸地東県立病院課副参事** 人材育成については基本的に福祉保健部のほうで看護師需給計画等を行っておりますので、私どもではお答えしかねる状況であります。今後、とにかく今年度が看護師需給、特に新卒の看護師が一番少ない年が今年度でございます、次年度は具志川看護学校と名桜大学の看護学科の卒業生が出てまいりますので若干好転するだろうと見ておりますけれども、将来的な数字については承知しておりません。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なし認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第5号議案沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 10ページをごらんください。

乙第5号議案沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について、説明します。

この議案は、地方自治法第252条の17の2の規定に基づく条例による事務処理の特例により、知事の権限に属する事務の一部を市町村へ権限移譲するために条例を改正するものであります。

その内容は、今年度市町村から希望のあった農地法に基づく農地等の転用許可、旅券法に基づく一般旅券の申請受付や交付等の事務について新たに市町村が処理できることとするほか、墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地等の経営許可の事務を処理できる市町村を追加するなど所要の改正を行うものであります。

以上、乙第5号議案の説明をしました。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第5号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 この市町村に移譲する議案をつくるまでの県と市町村の説明というか、いろんな協議ですか、その経過を少し説明してもらえませんか。

○**新垣光博総務総括監** これは地方自治法上の特例条例に基づいて知事の権限に属するものを市町村長におろすわけですが、おろす際はまず市町村長の意向を調査いたしまして、そこで了解されましたらそれを踏まえて実際に議案をつくっていくわけですが、同意しないものについては基本的に私どもとしてはおろさないという考えを持っております。

○**照屋守之委員** これは県のほうから説明して、同意するものについてはこういう条例をつくって、こうこうで移しますよということ。これはそれぞれの市町村が同意しなければ、永遠に県が持ったままということになるわけですか。

○**新垣光博総務総括監** 基本的に知事の事務とされているものでございまして、地方自治法上同意しなくても無理やりおろせないことはないんですが、そこまでしておろすことはないんじゃないかと私どもとしては考えております。また地方分権改革推進委員会の勧告がございまして、その同意しないものにつきましても、近々法制化されておろされるものもございまして。

○**照屋守之委員** 非常に中途半端ですね。結局、県とすると県以上の身近な市町村でそういう業務をやってもらいたいということも含めて説明しておろしたいわけでしょう。同意しなければ別に無理におろす必要はないと言って、じゃ県民の立場からすると、向こうの市町村はできるんだよ、何でうちの市ができないの、うちの町ができないのという不公平感が出てくる。

そうすると、県はどういうことをやるべきかといったら、ちゃんと出向いて説明して、こうこうでやりますからどうぞそういう体制をつくってやってくださいということで、ちゃんと同意ができる仕組みをしっかりとつくりたくないんじゃない。相手が同意しなければいつまでも県が持ちますよという姿勢だったら、最初からやらないほうがいいんじゃないですか。そう思いますよ。どんなですか。

○**新垣光博総務総括監** おっしゃるように住民に身近な事務といいますのは、基本的に市町村にやってもらいたいというのが私どもの基本的な考え方ございまして、そのためにそれぞれ事務を所管する部署で説明会とか、いろんなことはやってございます。ですけれども、地方分権の意識が余り高くない団体については、依然として積極的でないという団体もございまして。

○照屋守之委員　そういう積極的じゃないところに、こういうことですからお願いますということやっていかないと。こんな中途半端なやり方はだめだよと言っているわけ。

○兼島規総務部長　もちろんおろす前にしっかり説明します。説明して受けないところは、それはほうっておくわけではなくて、何が問題ですかと。市町村のほうからは大きく2つ問題点を特に指摘されます。1つは財政的な面、もう一つは人的な面なんですね。

それにつきましては、財政的な面は地方財政法第28条で、その中に市町村の事務となると措置することになっていきますので、財源的、財政的にはおりにっている。ただもう一つは人的な面ですね。小さな市町村になりますと中には1人で幾つもの事務を抱えている方々がいますので、そこについての不安感があってなかなかおりにないという点もございますので、そこについては研修会を設けたり、それから県から一時的に職員を派遣して、手とり足とりと言いませんけれども、そういった事務のことについて教えたりする方法を駆使しながら、しっかり今後とも説明していくということでございます。

○照屋守之委員　それを積極的にやってください。それと、年度を決めないといけませんよ。41市町村を、いつまでに全部そういうことをやっていくのかという目標を決めないかね。さっき言いましたように、我々の市町村はできない、隣はできますよというのは県民に対して非常に不公平ですよ。県民は関係ないわけよ。何であつちができるのにこっちはできないのという単純なことだよ。そういう観点で市町村のほうにもしっかりとアピールしていかないと、隣はできますよ、あなた方大変なことになりますよということだよ。

基本的には市町村としてはやりたくないというのが本音じゃないですか。余計な仕事をやりたくないわけよ。これは本音だと思いますよ。だからその本音を踏まえて、こういう形で世の中も変わって、身近な市町村のほうでそういう行政事務をやることになっておりますから御理解をお願いできませんか、ほかはやっておりますからということで、みんな横並びでそうなりますよということをやらないといけませんよ。ぜひお願いします。

旅券法、うるま市入ってませんね。沖縄市も入ってませんね。この前のうるま市議会の一般質問でこれを取り上げた議員は、中部の合同庁舎でそういうことをやったほうがいいんじゃないかという提案をしたら、県はそれぞれの市町村におろす形でやっておりますということで、訴えた議員は自分たちの市でも市民にとってそれがいいからぜひやったほうがいいね、県もハッパかけてちょ

うだいよと言われているわけ。これは何でできないですか。

**○兼島規総務部長** 今回の旅券事務の件でいち早く手を挙げたのは離島市町村です。離島市町村がやりたいということで、離島市町村は手を挙げています。残念ながら石垣市だけは手を挙げていただけませんでしたけれども、しっかりとほかの離島市町村は挙げた。なぜかと言いますと、旅券発給事務するのに2回行かなければいけないんです。今県の中で旅券発給事務をやっているのは南部合同庁舎にある旅券センターが中心ですけれども、あとは北部合同庁舎、宮古合同庁舎、八重山合同庁舎、この4カ所なんです。そこのほうに離島から1回申請しに行って、なおかつ受け取りするときにも行かなきゃいけない。こういうことだったもんですからなかなか厳しいと。旅券発給事務については離島市町村は受け付けをするだけ。受け付けして、書類があるかどうかチェックして、これを南部合同庁舎の旅券センターに送る。送ったら旅券センターはこれをやって、パスポートを交付したらまた市町村に送り返す。市町村は窓口に住民に来てもらってこれを手渡す。こういう業務なんです。そうするとやはり離島市町村に住んでいる住民にとっては大変利便性が高い。ということで離島市町村はいち早く手を挙げています。

残念ながら今うるま市も含めて本島の市町村が手を挙げていただけない。市町村をどうして窓口にするかと言いますと、旅券を発給するときには戸籍が必要です。身分証明書が必要なんです。これは市町村でしか交付しないんです。そうすると住民は市町村に行ってこの書類をとって、なおかつ、また旅券センターに向かってそこで申請して、受け取るときまた行く。こういう三重手間になっているんです。うるま市とか沖縄市でやっていただければ、市町村の窓口から戸籍もとれる、身分証明書もとれる、申請業務もできる、交付もとれるワンストップサービスができるんです。そこを説明しているんですが、なかなか市町村の御理解が得られないままこういう事態になっています。

中部合同庁舎ができて、確かにそういったお願いがありました。実を言いますと、私のほうから中部広域市町村圏事務組合のほうに働きかけたんです。中部合同庁舎の一角を貸すから中部広域市町村圏事務組合でやったらどうですかとまで言ったんです。それでも中部広域市町村圏事務組合はなかなか踏み込みきれませんでした。そういうあんばいなんです。ぜひ市町村のほうはそういった事務ですので、まさに住民サービスに直結する事務だと思っていますので、しっかり我々も今後説明しますけれども、市町村のほうでぜひ引き受けていただければと思います。

○照屋守之委員 私に言ってくださいよ。だれに相談したんですか。うるま市は私が責任を持ちますから。ちなみにうるま市とか沖縄市、年間でどれくらい件数ありますか。ここが問題だよ。

○兼島規総務部長 平成20年度年間の申請ですけれども、うるま市で1805件、沖縄市で2622件。

○照屋守之委員 これは今からでも平成22年度間に合いますか、間に合いませんか。すぐ相談してきますが。年度途中からでもできますか。

○兼島規総務部長 条例にちょっと間に合わないですけれども、ぜひよろしくお願いします。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第5号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、乙第7号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 28ページをごらんください。

乙第7号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について説明します。

この議案は、県内の金属製品製造業等における製品の試作の支援を図るため、沖縄県工業技術センターに設置している立体模型を作成する装置—ラピッドプロトタイピング装置の使用を県民に開放することに伴い、使用料の徴収根拠を

定める必要があることから、条例を改正するものであります。

以上、乙第7号議案の説明をしました。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第7号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○**新垣清涼委員** このラピッドプロトタイピング装置というのは何ですか。

○**与座範弘工業技術センター技術支援班長** 今、先ほどお話がありましたこの装置はABS樹脂を3次元的に積層して、部材の部品ですとかそういったものをモデルとして試作するものであります。

実際プラスチックのモデルになりますと、手にとって動きぐあいですとか、持ちぐあいですとか、そういったものを確認することができます。通常の試作品ですと、成形とか、完成品をつくるまでに時間がかかるということで、このラピッドプロトタイピング装置を使うことによって短期間で試作品がつくれますので、その分製品を出すまで時間が短縮できるということで、関連の金属製造業ですとか、樹脂製品をつくる業界に成形支援を行うことが可能になります。

○**新垣清涼委員** もう少しわかりやすく、例えば僕ら使っているもので何かありませんか。

○**与座範弘工業技術センター技術支援班長** 例えばスパナ類ですとか、モンキーレンチとか工具類がありますけれども、工具類は実際に金属で試作していきます場合に時間がかかります。このラピッドプロトタイピング装置でプラスチックでつくりますと、持ちぐあいですとか、実際の作動ぐあいを短時間で確認することが可能になります。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

休憩いたします。

(休憩中に、當間盛夫委員長からラピッドプロトタイピング装置の県内導入事例について質問。与座範弘工業技術センター技術支援班長から県内初の導入事例である旨答弁)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 この装置の購入価格、これがどのぐらいの金額がするものを買って、この使用料の1980円、そういうものとの兼ね合いがあるのかどうか、その辺をちょっと説明できますか。

○与座範弘工業技術センター技術支援班長 使用料の設定に関しましては、取得金額、それから機械ですので電気を使用します。それから先ほどから申し上げています樹脂等を消耗品として使いますので、その金額を1時間当たりの単価を積算しまして、それを合わせた金額を今回設定させていただきます使用料としております。

○照屋守之委員 この装置そのものは大体どれぐらいかかるんですか。

○与座範弘工業技術センター技術支援班長 取得金額は1005万1650円でございます。

○照屋守之委員 これは主にだれが使うんですか。

○与座範弘工業技術センター技術支援班長 基本的にはセンターが行います研究、それから使用料設定後には企業のほうへ試作開発のために使用していただくことを考えております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。



よって、乙第7号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第33号議案包括外部監査契約の締結について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 82ページをごらんください。

乙第33号議案包括外部監査契約の締結について、御説明いたします。

この議案は、平成22年度の包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

主な内容としては、契約金額は1076万4000円を上限として定め、契約の相手方は弁護士の照屋俊幸氏とするものであります。

以上、乙第33号議案の説明をしました。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第33号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第33号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第34号議案全国自治宝くじ事務協議会への相模原市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 83ページをごらんください。

乙第34号議案全国自治宝くじ事務協議会への相模原市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について説明します。

この議案は、全国自治宝くじ事務協議会の構成団体に神奈川県相模原市を加えるとともに、同協議会の規約の一部を変更するため、地方自治法第252条の6の規定に基づき議決を求めるものであります。

以上、乙第34号議案の説明をしました。  
御審査のほど、よろしく申し上げます。

- 當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。  
これより、乙第34号議案に対する質疑を行います。  
なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。  
質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

- 當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。  
よって、乙第34号議案に対する質疑を終結いたします。  
次に、乙第36号議案副知事の選任について審査を行います。  
ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。  
兼島規総務部長。

- 兼島規総務部長** 資料がかわりまして、平成22年第1回沖縄県議会(定例会)議案(その5)をごらんください。

1ページをごらんください。

乙第36号議案副知事の選任について説明します。

この議案は、仲里副知事の辞職に伴い、その後任の副知事として上原良幸氏を選任するため、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものがあります。

御提案いたしました上原良幸氏は、昭和48年4月から平成22年3月までの37年を沖縄県職員として全うし、その間、科学・学術振興室長、企画部長及び知事公室長などの要職を務めてきており、沖縄科学技術大学院大学の誘致、沖縄振興計画及び沖縄21世紀ビジョンの策定、基地問題への対応などその行政手腕は高く評価されているところであります。

こうした豊富な知識や行政経験等から副知事として適任であり、議会の同意を得て副知事に選任いたしたく提案しているものであります。

以上、乙第36号議案の説明をしました。  
御審査のほど、よろしく申し上げます。

- 當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第36号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 副知事の職責とはなんですか。

○兼島規総務部長 これは地方自治法にございますけれども、職務として知事を補佐し、知事の命を受け政策及び企画をつかさどり、職員の担当事務を監督するとともに、知事に事故あるときまたは欠けたときに知事の職務を代理する業務でございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第36号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、総務部関係の陳情平成20年第83号外16件の審査を行います。

ただいまの陳情について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 ただいま議題となりました総務部関係の陳情案件について、お手元にお配りしております総務企画委員会陳情説明資料に基づき、御説明します。

資料の2枚目及び3枚目の陳情一覧表をごらんください。

総務部関係の陳情は、継続16件、新規1件となっております。

継続の陳情平成20年第83号から平成21年第198号までの16件については、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

続きまして、新規陳情の処理概要を説明いたします。

17ページをお開きください。

沖縄県私立中学高等学校協会仲里幸子氏ほか1人から提出のあります陳情第12号沖縄県の私学助成に関する陳情について、説明します。

沖縄県は、私立学校を設置する学校法人等に対し、教育条件の維持向上及び修学上の経済的負担の軽減に資するとともに、学校経営の健全性を高めるため、助成を行っております。

県としましては、国庫補助金や地方交付税の算定単価、他県の動向等を勘案し、今後とも経常費補助等の予算措置に努めてまいります。

また、私立学校の校舎等の改築等については、基本的に学校法人の責任において整備されるものであることから、国庫補助の対象となっておりません。本県の厳しい財政状況を踏まえると助成は困難な状況にありますので、今後とも九州地方知事会等を通じ支援策の拡充等を国に要望していきたいと考えております。

以上、総務部所管の陳情につきまして、処理概要を説明いたしました。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

**○當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

前田政明委員。

**○前田政明委員** 本会議でも予算特別委員会でもやっていますけれども、私学は人材含めてかなり大きな貢献をしてくれていると思うんですね。人材を育ててきていますし。そういう立場からすると、かなり学校法人ができてそろそろ建てかえの時期ということで、直接私たち議員も現場から訴えられているんですけども、それはそれなりの社会的役割を果たしている意味で何らかの対応が必要じゃないのかなと。そういう面で学校法人だけに任せるとか、そういう形になるとかなり父母負担とか、社会的に果たしている役割からすると何らか

の形で政策的な助成というのか、そういうのが必要じゃないのかなど。

そうしないと老朽校舎といいますか、そういう流れの中で生徒の安全とかそういう面からしても、この間特に県内の私立学校が果たしている役割からすると、政策的な判断といいますか、財政的なものもあると思うんですけども、このままここに書いている形だけでは、非常に社会的な役割と比較して冷たいんじゃないかなど。そういう面では何らかの形でやはり具体的な芽出しが必要じゃないのかなど痛感していますけれども、どうですか。

**○兼島規総務部長** 確かに私学の果たす役割といいますか、実績も含めて県内の教育の中で大変大きな役割を占めていると思います。その観点から我々も私学の助成につきましては、財政的な事情もありますけれども、運営補助につきましてはそれなりにしっかりとやっているつもりでございます。今回も運営補助の増額という形で、平成22年度予算につきましても措置したところであります。

今おっしゃいます校舎等の改築等々につきましては、はっきり申し上げましてなかなか国の壁が厚いです。私学の経緯といいますか、私立学校振興助成法であるとか、私立学校法であるとか、そういった観点からいいますと、増改築とかそういったものにつきましては、私学自体、学校法人自体で措置すべきものという観念がありまして、なかなか厳しい状況でございます。そこは全国的なほうで全国知事会を通じながら一生懸命要請しますが。

確かに一部の学校等では、私どものほうも少ししっかり調査しておりませんが、例えば築何十年とたつて老朽化が著しい校舎があるのは認識していますので、そのあたりにつきましても財政状況等も加味しながら、今後検討してみたいと思っています。

**○前田政明委員** 耐久度じゃないんですけども、耐震性の問題とかそういう面でも実態を掌握されているんですか。

**○新垣光博総務統括監** 耐震性というのは昭和56年の基準というのがございまして、耐震基準でございますが、それ以前に建築されたものとしておよそ3割ぐらい、28%ぐらいだと言われております。

**○前田政明委員** 生徒の安全その他含めて学ぶ環境と呼ぶのか、大学等も含めて、そこはぜひいろんな難しい問題があるかもしれませんが、一緒に考えていきながら、放置できないんじゃないかなと思いますので、そこはぜひ前

向きに努力していただきたいと思います。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○**照屋守之委員** 今の私学助成ですけれども、専門学校とか各種学校も含めてですよね。このそれぞれの経営状況がよくわからないわけですよね。例えば、KBC学園とか、専門学校日経ビジネスとか、もう非常に大きい。沖縄尚学高等学校もそうですよね。大きいのがあって、そういうところは独自の教育視点をつくって、非常に県民から支持される学校として経営努力をしてきたわけですよね。恐らく、そういうところは余りそういうものはないはず。独自でやっているからね。だから、これは協会としてあるいは組織としてのものだから、非常にばらつきがあると思うんですよ。

だから、それぞれの経営状況とかも含めて、同じ私学でも一律ということはいえないと思うわけ。だから何らかの形でそういう仕組みがつくれればいいんですけれども、その辺の線引きをどうするかですよね。後は経営としての、中部病院、病院事業じゃないけれども、それぞれが自分たちで考えて自分たちでつくってやってきた経営ですよね。ただ、それはプラスマイナスはあります。当然なくなっていくところもありますよ。そういうところに対する支援ということだから、じっくりその辺もいろいろ一律じゃないと思うので意見交換とかも必要じゃないですかね。どうですか。

○**兼島規総務部長** 確かに、国の壁ということも申し上げましたけれども、おっしゃるとおり、ある面で私立学校なものですからそれぞれの経営努力といえますか、この間いろいろな経営努力があろうかと思えます。その辺の経営努力をどういう形で評価するか、またこういう状況になった経緯、背景とか、例えば経済状況とか少子化傾向がありますので。それから、以前に比べますと公立学校がかなり充実してきています。いろいろな職業訓練校などもいろんな科目を設けながら、公立学校もかなり重視してきていますので、その関係で私立のほうがかなか立ち行かなくなっている、経営が苦しくなっているところもあろうかと思えます。そういったところも含めて、ただ先ほどおっしゃった運営補助については、国の基準等々を含めてしっかり県のほうも手当てしながらやっているところでもありますけれども、老朽校舎の問題につきましてはそういった経営努力をどういう形でなされたのか、そういったことも背景も含めて、確かに個別的にしっかりと調査しないと、なかなか一律にというわけにはいかない

かなと思っています。

**○照屋守之委員** その辺非常に大事だと思いますね。何でもかんでも一律にということは当然できない根拠があつてね。そういう学校でも、別にそういうのは必要ないよというところは結構あると思うんですよ。我々が客観的に見ても、こういうところはとてもじゃないけれども補助してまでやる必要はないなど、それぞれがすぐれた経営をして学生がたくさん集まってということがあるんですけども、一方では逆にそういう地域性もあつて、これまで学生が集まるような状況だったけれども、なかなかそこも厳しいというその差が結構あると思うんですよ。ですから、やはりそれぞれの協会あたりを通して意見交換したりとかは必要だと思いますね。それに応じて対応していくというのは可能だと思いますからね。ぜひその努力を引き続きお願いします。

**○當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。  
新垣清涼委員。

**○新垣清涼委員** 予算特別委員会に参加していないので教えていただきたいんですが、例のインターナショナルスクールについては、たしかあれは私学だと思うんですが、それについて今回予算が計上されていますよね。それはどういう用途になっていますか。

**○兼島規総務部長** 今回インターナショナルの関係で3億9000万円予算措置をされていますけれども、これは企画部で今進めている科学技術大学院大学の事業として3億9000万円が予算措置されているということでありまして、私学振興のための総務部の予算として計上されているわけではないということでございます。

**○新垣清涼委員** 科学技術大学院大学の事業として予算計上されているということですか。

**○兼島規総務部長** 周辺整備事業の一環として、企画部のほうに予算措置されているということでございます。

**○新垣清涼委員** 実際には3億9000万円は何に使われるんですか。

○**當間盛夫委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、兼島規総務部長から科学技術大学院大学関連の予算執行は企画部になり、総務部ではないという補足説明がされた。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

新垣清涼委員。

○**新垣清涼委員** 陳情第12号の処理方針の中には、校舎等の改築等については基本的に事業者の責任でやってもらいたいということが書いてありますよね。そうすると、周辺整備事業という説明があるんですが、たしかあれは建築に関わるような説明を聞いた覚えがあるものですから。

そうすると新整備事業ということで、これは企画部の話なんであれですが、実際これが建物に使われるとした場合、皆さんとして私学の振興という意味で向こうがつくられているのにこういう陳情が出ているわけですから、先ほどから言うように老朽化しているところは、うちも少し応援していただきたいという話があると思うんですが、そこにはどう説明つくのかなと。県民から問われたときに、あれは科学技術大学院大学の周辺整備事業なんだと、だから普通の私学と違うんだということで切り離して説明できるのかどうか。科学技術大学院大学の附属ではないですよ。おっしゃるように周辺整備ですから説明がつくのかなという危惧をしていますけれども、総務部長はどういう考えですか。

○**兼島規総務部長** インターナショナルスクール、私学という形の申請という形で出てこようかと思えますけれども、現時点でまだ私学の認可がおりているわけではないわけですね。今陳情であります既存の私学に対しては、実を言うと、改築するときの費用が国庫の補助事業の中に入らないわけですね。その観点からなかなか難しいですよというお話をしているわけですが、今の科学技術大学院大学は私学として認定されているわけではないという1つ前提がございますけれども、もう一方では先ほど来申し上げましたように、私学振興という観点から企画部で予算化して出すのではなくて、あくまで大学院大学の周辺整備という形で出しますよということを今御説明しているわけです。

この例は実を申し上げますと、名桜大学が設立されたとき、名桜大学は今回公立に移管しますけれども、私学でございます。その名桜大学を設立するときにも県として10億円を補助をしています。これはあくまで北部地域の振興という観点から助成した経緯がございます。そういった観点は少し違うということ



を申し上げたいと思っています。

○**新垣清涼委員** そうしますと、新たな開校というんですか、そういうことであれば補助はできるということで理解していいですか。

要するに、今部長は改築だからできないということをおっしゃっていますよね。今おっしゃっていたのは既存の学校でという説明でしょう。今回はまだインターナショナルスクールは私学としての認定もされていない、新しくつくる。だから名桜大学にも新しくつくる時はそれだけ出しているんだということですから、新しくつくるときにはできると理解していいんですか。

○**兼島規総務部長** 私学としての補助ではなくて、今言った地域振興であるとか、それから地域は、例えば各県でもやっていますけれども、例えばそういった学校法人を誘致するということにそれぞれ市町村、それぞれ都道府県で土地を提供したり、それから建物をつくってあげたり、公設民営という形の運営がございますよね。そういった観点からの助成だと申し上げたいわけです。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

糸洲朝則委員。

○**糸洲朝則委員** 陳情第12号で、陳情の趣旨と皆さんの処理がうまくかみ合わないんじゃないかなと確認の意味で。この陳情は他府県と比較して不十分であるため、という他府県との比較からの陳情なんです。したがって増額してくれと。ところが皆さんはもちろん他県の動向等勘案して今後ともと言っている。いろいろこの他府県との比較対象した資料等があるのか、そこら辺の説明を陳情者にしているのか、そこら辺だけお聞きしておきたいんですが。

○**新垣光博総務総括監** 他県との比較の数字でございますが、これは1人当たりの補助単価をごらんになったほうがいいと思います。補助単価掛ける生徒の数で補充額は決まっていますので。本県の補助単価がどのレベルあるかということでございますが、平成21年度の数字といたしまして、中学校が全国で6位でございます。それから小学校が5位でございます、高等学校とか幼稚園は少し全国的には低い水準でございます。そういう状況でございます。

○**糸洲朝則委員** この辺は陳情、いわゆる沖縄県私立中学高等学校協会との話し合いでは折り合いがつくか、あるいは理解を求めるような話し合いをやって

いますか。

**○兼島規総務部長** 私学関係の団体等々について、このあたりの額等については十分認識されていると思います。

ただ申し上げましたように、国の補助であるとか、それから県の地方交付税の問題であるとか、そういった算定基礎を示しながら申し上げていきますけれども、やはり県によっては県単で上乘せするという都道府県もございますので、そのあたりと比較してもう少し増額と。例えば先ほど御説明しましたように高等学校につきましてはかなり下位なんですよ。40位ぐらいですかね。そのぐらいなものですから、多分そのあたりをもう少し県単を上乘せするなりして増額してほしいというのが、沖縄県私立中学高等学校協会の皆さんの御要望だと承っています。

**○糸洲朝則委員** 御承知のとおり議員連盟等もできておりますし、今後もっと議論を深めていく必要があると思いますから、他府県等の比較検討もさることながら、やはり私学そのものの果たす役割、沖縄の人材育成教育機関の中における位置づけというものを、やはりきちんと今後議論をして明確にしていかななくてはならないと思いますので、ほかの担当課の皆さんとそこら辺は議論していただいて、皆さんと議会とそして私学関係者というこの3者の中での協議機関を持つぐらい、あるいは話し合いを持つぐらいの今後の対応が可能なのか、あるいは可能でなくても、そういう方向でぜひイニシアチブをとってもらいたいという要望を添えておきますが、いかがでしょうか。

**○兼島規総務部長** 議員連盟もできたというお話もございますので、その都度私学の現状、それから他県の状況、それから県の財政状況も含めて県のスタンスですね、それを説明しながら進めていきたいと思っています。

**○當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**○當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次回は、明 3月18日 木曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 當 間 盛 夫